

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

		改 正 後	
	(権利の発行) 第十四条　【略】		
2 〔略〕			
3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時 に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者 は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とす る。			
	〔一・一の二　略〕		
二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める者			
イ 　当該権利が法第三条第三号に掲げる有価証券に該当しない場 合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者			
(1)　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定 有価証券をいう。次号イ(1)において同じ。）に該当する場合　業務 を執行する社員			
(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員と なる合名会社、合資会社又は合同会社			
ロ　イに掲げる場合以外の場合　業務を執行する社員			
三　法第二条第二項第四号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に			
	(権利の発行) 第十四条　【同上】	改 正 前	
2 〔同上〕			
3 〔同上〕			
	〔一・一の二　同上〕		
二　〔同上〕			
イ 　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有 価証券をいう。次号イにおいて同じ。）に該当する場合　業務 を執行する社員			
(1)　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有 価証券をいう。次号イにおいて同じ。）に該当する場合　業務 を執行する社員			
ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員と なる合名会社、合資会社又は合同会社			
三　〔同上〕			

応じ、それぞれ次に定める者

イ| 当該権利が法第三条第三号に掲げる有価証券に該当しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

(1) 当該権利が特定有価証券に該当する場合 業務を執行する者

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該権利を有する者が社員となる外国法人

ロ イに掲げる場合以外の場合 業務を執行する者

4
〔四〇六 略〕

イ| 当該権利が特定有価証券に該当する場合 業務を執行する者

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該権利を有する者が社員となる外国法人

4
〔四〇六 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和四年十月三日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。